

医道審議会保健師助産師看護師分科会

保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会

報告書

令和3年3月31日

**医道審議会保健師助産師看護師分科会  
保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書**

**目次**

I. はじめに.....	1
II. 改善すべき事項 .....	1
1. 保健師助産師看護師国家試験問題について .....	1
1) 出題内容について .....	1
2) 状況設定問題について .....	2
3) 出題数等について .....	3
4) 試験時間について .....	3
5) 既出問題について .....	3
6) 出題形式について .....	3
7) 評価領域分類 (Taxonomy) について .....	4
8) 視覚素材について .....	4
2. 保健師助産師看護師国家試験の合格基準について .....	4
3. 保健師助産師看護師国家試験問題の公募について .....	4
4. 保健師助産師看護師国家試験出題基準について .....	5
1) 改善事項について .....	5
2) 出題基準の適用時期について .....	5
III. ICT の進展等の近年の社会的状況や「新しい生活様式」及び災害等の非常時への対応を踏まえた保健師助産師看護師国家試験のあり方について .....	5
IV. おわりに .....	6
保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会委員 .....	8

## I. はじめに

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験（以下「保健師助産師看護師国家試験」という。）は、保健師助産師看護師法第17条に基づき、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を評価するものであり、社会の変化や看護を取り巻く環境の変化に合わせ、定期的に改善を行ってきている。最近では、平成28年2月にとりまとめられた「保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書」（以下「前回の報告書」という。）に基づき、長い状況文を付した単問の状況設定問題の導入や出題内容の見直し等の改善がなされたところである。

また、看護基礎教育について、令和元年10月にとりまとめられた看護基礎教育検討会報告書を踏まえ、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を一部改正し、令和3年4月に施行することとしている。

こうした状況の中、保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会では、前回の報告書を踏まえて近年の保健師助産師看護師国家試験の評価を行い、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について、令和2年11月より5回にわたって議論を重ね、検討を行った。今般、保健師助産師看護師国家試験制度の改善に関する基本的な方向性等について、意見を取りまとめたので、ここに報告する。

## II. 改善すべき事項

### 1. 保健師助産師看護師国家試験問題について

#### 1) 出題内容について

前回の報告書に示された保健師助産師看護師国家試験の出題内容についての改善すべき事項は、平成30年版保健師助産師看護師国家試験出題基準に反映され、近年の国家試験ではこれに沿って出題されており、これまでの出題内容は概ね妥当である。

保健師助産師看護師国家試験においては、看護を取り巻く状況の変化及び教育実態を踏まえ、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項かつ全ての保健師助産師看護師学校養成所で教育されているべき標準的な教育内容から出題することに引き続き留意する必要がある。

また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴い、令和4年度入学生から適用となる看護基礎教育カリキュラムの改正内容や看護基礎教育検討会報告書を踏まえた出題内容の見直しが必要である。

※参照：5頁 4-1）

#### ① 看護に求められる判断プロセスに係る出題について

前回の報告書を踏まえ、出題の意図に応じて看護に求められる判断プロセスを問う問題が出題されるよう内容別類型<sup>\*1</sup>を選択し問題の作成が行われてい

る。また、出題内容に合わせて、i) 判断プロセスについて問う、ii) 判断そのものを問う、iii) 判断するために必要な情報は何かを問う、iv) 情報を列記した中で優先度を問う、v) 介入の結果から判断の根拠を問うなどの内容を出題することとしている。保健師助産師看護師それぞれの実践場面において、介入を通して直接得る多様な情報を判断し看護を決定していくプロセスを問うことは重要であるため、出題の意図に応じた判断プロセスを問う問題を積極的に出題していく必要がある。

## ② 保健師助産師看護師国家試験で問う知識の新しさについて

保健師助産師看護師国家試験で問う知識の新しさについては、前回の報告書を受け、近年の統計データや改正された法令等について出題されており、最新の知識を問う内容となっている。引き続き、この方針で出題することとするとが、受験生の習熟度に留意して出題することが望ましい。

## 2) 状況設定問題について

### ① 出題の意図の明確化について

前回の報告書を受け、問題作成の際に、内容別類型<sup>\*1</sup>を用いて出題の意図を類型化することにより意図の明確化を図っている。状況設定問題における出題の意図の明確化の重要性に鑑み、引き続き、出題の意図を明確化することが求められる。

### ② 状況設定問題における出題内容

保健師国家試験においては、保健師に必要な地域診断等の判断力を問う出題の必要性があることを踏まえ、データ化された情報を活用した状況設定問題が近年出題されている。また、助産師国家試験においては、正常からの逸脱を予測・判断して対応するといった実践能力を問う必要があることから、正常からの逸脱に関する臨床に即した状況設定問題が出題されている。看護師国家試験においては、根拠に基づいたアセスメントや計画立案に基づく看護実践における思考や判断プロセスを問う問題が出題されている。これらは、前回の報告書で指摘された内容であり、看護基礎教育修了時に求められる知識・技能を評価することを踏まえた出題がされている。引き続き、保健師助産師看護師国家試験においてこの方針で出題することが望ましい。

### ③ 長い状況文を付した単問について

平成29年の保健師助産師看護師国家試験より、多くの情報の中から必要な情報を取捨選択する能力や根拠に基づいて状況を判断する能力を問うため、長い状況文を付した単問の状況設定問題が導入されているが、正解率及び識別指数が低い傾向にある。また、長い状況文を付した単問の状況設定問題が導入された趣旨が反映されていない問題もみられ、配点が異なる一般問題の短い状況設定を付した問題との違いが不明瞭な状況となっている。このため、長い状況文を付した単問の状況設定問題を導入した趣旨を踏まえた出題の徹底及び出題の意図の明確化を行い、思考プロセスを問う出題となるよう改善が必要であ

る。また、一般問題の短い状況設定を付した問題との差別化のため、長い状況文を付した単問の状況設定問題については評価領域分類（Taxonomy）<sup>\*2</sup>Ⅲ型を中心に出題することが望ましい。

### 3) 出題数等について

平成27年度の保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会において、保健師助産師看護師国家試験の出題数についての妥当性の検証が行われており、それ以降、保健師助産師看護師国家試験の構成に変更がないことから、引き続き、現行の出題数を維持することが妥当である。

一般問題における短い状況設定を付した問題や状況設定問題における長い状況文を付した単問については、試験時間の制限があることや、これまでの出題状況を踏まえ出題する必要がある。また、試験問題の設問文等の総文字数が問題の難易度に影響しうることや、試験時間の制限や受験生への負荷に配慮する観点から、設問文等の総文字数に留意して問題を作成することが望ましい。

### 4) 試験時間について

一般問題においては、評価領域分類（Taxonomy）Ⅰ型もしくはⅡ型を中心に出題すること（※）、また、今後も短い状況設定を付した一般問題を出題する方針である。状況設定問題においては、長い状況文を付した単問を今後も出題していく方針である。このような出題方針の下、出題数を維持しつつ十分な試験時間を確保するため、現行の試験時間を踏まえ、保健師国家試験及び助産師国家試験においては試験時間を延長することが望ましい。看護師国家試験においては現状維持とする。

（※） 7) 評価領域分類（Taxonomy）において後述

### 5) 既出問題について

既出問題の活用は、難易度の安定化の観点からも有用であり、引き続き活用する。

看護師国家試験における必修問題は、看護師にとって特に重要な基本的事項を問うものであることから、限られた範囲の中で繰り返し問うことが妥当であると考えられる。そのため、重要な基本的事項を繰り返し出題するなど、必修問題においてはより積極的に既出問題を活用していく。

また、保健師助産師看護師国家試験の一般問題及び状況設定問題において既出問題を活用する際には、活用する既出問題の正解率等をよく吟味した上で選択し、表現や選択肢を変更する際には、難易度への影響に留意し検討することが必要である。

### 6) 出題形式について

現行の保健師助産師看護師国家試験においては、4肢Aタイプ<sup>\*3</sup>、5肢Aタイプ及び5肢X2タイプ<sup>\*4</sup>の出題形式が用いられている。近年の保健師助産師看護師国家試験における出題形式別の出題割合や正解率等に大きな偏りはなく妥当である。引き続き、出題の意図や出題内容などに適した肢数や形式で出

題することが望ましい。

非選択式の計算問題は、近年、状況設定問題においても出題され、計算問題の正解率及び識別指数からみても妥当な出題となっている。引き続き、出題の意図を明確にした上で、非選択式の計算問題を出題することが望ましい。

#### 7) 評価領域分類（Taxonomy）について

看護師国家試験の必修問題は評価領域分類（Taxonomy）Ⅰ型で出題されており、必修問題の趣旨からすると妥当である。状況設定問題は概ねⅡ型及びⅢ型で出題されている。状況設定問題においては、教育で培われた状況判断や実践能力を問う必要があることから、引き続き、Ⅱ型及びⅢ型で出題することが望ましい。また、一般問題については、引き続きⅠ型もしくはⅡ型を中心に出題することが望ましい。

#### 8) 視覚素材について

試験問題に写真やカラーのイラスト・図表等の視覚素材を用いることでより具体的に問うことができるため、保健師助産師看護師国家試験において視覚素材を活用した問題が一定数出題されている。保健師国家試験及び看護師国家試験では、図表等のデータをもとに情報を理解・解釈して必要な介入を判断するような問題、助産師国家試験では超音波画像や胎児心拍数陣痛図等の診断に関する問題、さらに看護師国家試験では画像を活用した問題が出題されており、視覚素材が有効に活用されている。引き続き、視覚素材を活用して出題することが望ましい。

### 2. 保健師助産師看護師国家試験の合格基準について

保健師助産師看護師国家試験の合格基準については、経年的な合格状況や得点状況を踏まえ、現状維持とすることが望ましい。

### 3. 保健師助産師看護師国家試験問題の公募について

試験問題の公募については、平成30年度より協力依頼を行う団体を増やし、また公募に必要な登録が円滑に行えるようシステムのID等を事前に付与する等の対応を行ってきている。しかしながら、公募問題および状況設定問題の素材となる情報や視覚素材の登録数が少ない状況がある。そのため、問題の素材となる情報を含め更なる公募促進の工夫を行っていく。例えば、団体等への公募問題の登録に関する協力依頼時に、問題作成のプロセスを教員を含む看護職員の継続教育の一環として活用し、作成した問題を公募問題として登録する等、具体的な促進方法を提案することなどが考えられる。

## 4. 保健師助産師看護師国家試験出題基準について

### 1) 改善事項について

保健師助産師看護師国家試験出題基準においては、看護基礎教育が修了した時点で備えているべき基本的な事項を問うために保健師助産師看護師のそれぞれの特徴を反映して出題されるよう、教育内容を踏まえ、改めて出題基準の体系や項目の見直しを行う。また、小項目の表現が限定的な内容となり過ぎている項目については抽象度を見直し、また、小項目は中項目に関する内容をわかりやすくするために示したキーワードであることが明確となるよう見直しを行う必要がある。

看護師国家試験出題基準において「看護の統合と実践」については、前回の報告書を踏まえ、複合的な事象においてより臨床実践に近い形で知識・技能を統合して判断する能力を問う出題内容となるよう大・中・小項目を新たに作成し、見直したが、実際の試験問題の作成過程において難易度が上がりやすい等の課題があった。このため、教育内容としての「看護の統合と実践」の導入の趣旨をふまえ、看護基礎教育を修了した時点で備えているべき基本的な事項として問う内容が明確となるよう項目を整理することが望ましい。

※参照：1頁 1-1）

### 2) 出題基準の適用時期について

改定された出題基準の適用時期については、出題基準の改定に関する今後の検討及び周知期間を勘案し、令和5年実施の第109回保健師国家試験、第106回助産師国家試験、第112回看護師国家試験から適用することが望ましい。

その際、令和5年実施の保健師助産師看護師国家試験から数年間は改正前のカリキュラムで学んだ受験者と改正後のカリキュラムで学んだ受験者が混在することから、当該国家試験の受験に際して、両者ともに不利益を被ることがないよう、特段の配慮が必要である。

また、看護師国家試験の試験科目を改正する省令（保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令）が施行されるまでの間、出題基準に「在宅看護論」を併記することが必要である。

## III. ICT の進展等の近年の社会的状況や「新しい生活様式」及び災害等の非常時への対応を踏まえた保健師助産師看護師国家試験のあり方について

保健師助産師看護師国家試験は医療提供体制を支える人材を確保する上で重要であり、近年の自然災害の多発や、今般の新型コロナウィルス感染症の発生等を踏まえ、危機管理の観点から対策を検討する必要がある。また、近年のICTの進展等を踏まえ、保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用についても積極的に検討を行っていく必要がある。

危機管理の観点からの対応として、令和3年の医療関係職種の国家試験においては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を踏まえ、感染予防対策を取り

入れた国家試験の運用が行われ、また、看護師国家試験においては試験日前日の深夜に発生した地震の影響を踏まえ、試験開始時刻を遅らせることで試験が実施された。今後、保健師助産師看護師国家試験の実施に影響を与える危機発生時においても国家試験への影響をできるだけ少なくするため、これまでの経験を踏まえ、対応策の早急な整理・検討が必要である。

保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用については、画像や音声等のマルチメディアを活用した出題等が可能となるなど、より臨床状況に即した内容を問うことが期待できる。また、保健師助産師看護師に求められる判断プロセスに関連する知識や技能をより深く問うことが期待される。さらに、実施方法によっては、異なる日時においても受験が可能となることも考えられる。一方で、実施方法、出題手法、合格基準、IT環境の整備、諸経費等の検討課題が挙げられ、さらに看護基礎教育課程におけるICT等の活用状況についても考慮する必要がある。また、実施方法によっては試験問題のプール制や非公開化などの検討も求められる。保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用については、医師をはじめとする他職種の国家試験における検討状況等も参考にしつつ、まずは検討に必要な情報の整理を行っていく必要がある。さらに、コンピュータ活用の目的及び課題の明確化を行い、多様な手法の中から実効性と目的に合致した手法を選択し段階的に取り入れる等、着実に検討を進める必要がある。

#### IV. おわりに

人口及び疾病構造の変化が一層進む中、多様な場で看護を提供することが求められており、こうしたニーズに即した看護職の養成に対する期待が高まっている。このような状況の中、本部会では、国家試験が保健師、助産師及び看護師としての資質を適正に問うことができているかについて検討し、看護を取り巻く状況の変化及び教育実態を踏まえ、引き続き、看護基礎教育を修了した時点で備えていくべき基本的な事項を問うことの重要性を再確認した上で、見直しの方向性を示した。

保健師助産師看護師国家試験制度については、急速に変化する社会情勢の中で求められる看護の質を保証していく上で重要であり、看護関係者全体で本制度のより良いあり方に向けて取り組み続けるためにも、今後も定期的に議論を継続していくことが重要である。

以上

## 【注釈】

### \* 1 内容別類型

出題の意図を、①経時的に変化する状況の中で展開する看護活動等を問う問題、②看護における思考や判断プロセスを問う問題、③個人・家族・集団・地域など、多様な対象や状況に対して展開する看護活動を問う問題、④これらが複合している問題に分類すること。

### \* 2 評価領域分類 (Taxonomy)

教育目標毎に問題の解答に要する知的能力のレベルを分類したもので、一般には認知領域ではⅠ・Ⅱ・Ⅲ型に分類される。Ⅰ型は単純な知識の想起によって解答できる問題であり、Ⅱ型は与えられた情報を理解・解釈してその結果に基づいて解答する問題であり、Ⅲ型は設問文の状況を理解・解釈した上で、各選択肢の持つ意味を解釈して具体的な問題解決を求める問題である。

### \* 3 Aタイプ

複数の選択肢から1つの正解肢を選ぶ出題形式。

### \* 4 X2タイプ

複数の選択肢から2つの正解肢を選ぶ出題形式。

## 【参考】

1. 保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書(平成28年2月)
2. 保健師助産師看護師国家試験出題基準 平成30年版

医道審議会保健師助産師看護師分科会  
保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会委員

朝倉 京子	東北大学大学院医学系研究科教授
池西 静江	日本看護学校協議会会長
伊藤 圭	独立行政法人大学入試センター試験基盤設計研究部門准教授
宇佐美 慧	東京大学高大接続研究開発センター准教授
釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
◎萱間 真美	聖路加国際大学大学院看護学研究科教授
岸 恵美子	全国保健師教育機関協議会会長
佐々木 幾美	日本赤十字看護大学看護学部長／教授
島田 真理恵	日本助産師会会長
鈴木 良美	東京医科大学医学部看護学科教授
高田 昌代	神戸市看護大学教授
滝口 裕一	千葉大学大学院医学研究院教授
○春山 早苗	自治医科大学看護学部長／教授
林 直子	聖路加国際大学大学院看護学研究科教授
福井 トシ子	公益社団法人日本看護協会会长
村上 明美	全国助産師教育協議会会長
森 真喜子	国立看護大学校看護学部教授
吉沢 豊予子	日本看護系大学協議会理事
吉田 知可	全国保健師長会常任理事
米山 万里枝	東京医療保健大学医療保健学部看護学科教授

(敬称略、五十音順)

◎は部会長

○は部会長代理